

秋田県告示第254号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第7号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年11月5日

秋田県知事 佐竹敬久

1 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

変更に係る遊漁規則の名称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号
内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則	皆瀬川筋漁業協同組合 湯沢市稲庭町字稲庭238-1	内共第2号
内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則	角館漁業協同組合 仙北市角館町北野62-2	内共第11号

2 遊漁についての変更の範囲

(1) 遊漁期間

変 更 後			変 更 前		
内共 第2号	第4条		内共 第2号	第4条	
	魚種	期間		魚種	期間
	あゆ	釣 7月1日から10月31日までの期間内で組合が公表する期間 網 8月21日から10月31日までの期間内で組合が公表する期間		あゆ	釣 7月1日から10月31日までの期間内で組合が公表する期間 網 8月15日から10月31日まで
	こい、ふな、うぐい、かじか	釣 1月1日から12月31日までの期間内で組合が公表する期間 《削除》		こい、ふな、うぐい、かじか	釣 1月1日から12月31日までの期間内で組合が公表する期間 網 10月1日から5月31日まで
やまめ、いわな	釣 4月1日から9月20日まで 《削除》	やまめ、いわな	釣 4月1日から9月20日まで 網 4月1日から9月20日まで		

(2) 遊漁料の額及び納付方法

変 更 後		変 更 前	
内共 第11号	第7条 遊漁料は次のとおりとする。但し第2項の場合において遊漁者が未就学の幼児、及び小中学生徒又は <u>肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）</u> の場合は無料とし、事項但し書きに規定する方法により納付する場合は800円を加算する額とする。	内共 第11号	第7条 遊漁料は次のとおりとする。但し第2項の場合において遊漁者が未就学の幼児、及び小中学生徒又は <u>肢体不自由者</u> の場合は無料とし、事項但し書きに規定する方法により納付する場合は800円を加算する額とする。

(3) 遊漁証明書に関する事項

変 更 後		変 更 前	
内共 第2号	第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、 <del>「削除」</del> 遊漁証明書を遊漁者に交付するものとする。	内共 第2号	第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、 <u>別記様式第1号</u> による遊漁証明書を遊漁者に交付するものとする。